

# 岡山県立大学後援会規約

第1条 本会は、岡山県立大学後援会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会の事務局は、総社市窪木 111 番地の岡山県立大学（以下「大学」という。）内に置く。

第3条 本会は、大学の事業を援助し、教育及び研究の振興に資するとともに、学生の福利厚生を増進に努め、大学の円満なる発展と会員相互の連絡・親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を、達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生を増進するための事業。
- (2) 学生の生活指導の援助に関する事業。
- (3) 大学の運営の援助に関する事業。
- (4) 大学の教育設備の整備充実の補助に関する事業。
- (5) 会員相互及び会員と大学との連絡等に関する事業。
- (6) その他必要と認める事業。

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大学に在学する学生の保護者又はこれに準ずる者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第7条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び理事会とする。

第8条 本会に次の役員を置く。

- |     |     |
|-----|-----|
| 会長  | 1名  |
| 副会長 | 1名  |
| 理事  | 若干名 |
| 監事  | 2名  |

第9条 役員は、総会において正会員の中から選出する。ただし、監事1名については、理事会の議により、正会員以外から選ぶことができる。

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後においても、新たに役員が選出されるまでの間は、前任者が引き続きその任務を行う。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成して、この規約に定める事項を協議し、会務に参画する。
- (4) 監事は、会計、会務を監査する。

第 12 条 本会に、顧問、参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会に諮って指名する。

3 顧問、参与は会長の諮問に応え、かつ、本会の運営に関し意見を述べる。

第 13 条 総会及び理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 定期総会は、毎年 1 回、4 月に開催する。ただし、会長又は理事会が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 総会に欠席する会員の議決権は、会長又は他の会員に委任することができる。ただし、委任をしないで欠席した会員については、会長に一任されたものとみなす。

第 14 条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任

(2) 規約の改変

(3) 事業計画及び予算の決定

(4) 決算の承認

(5) その他必要と認める事項

2 後援会に次の基金を設ける。

基金の名称	目的
スポーツ・文化活動奨励基金	学生の課外活動等の振興を図る。
緊急時支援基金	大規模災害発生時等において学生を支援する。
施設整備等基金	大学施設の整備充実等に協力する。

第 15 条 緊急の必要があつて総会を開く余裕のない場合は、理事会を開催して総会に代えることができる。ただし、この場合は、次の総会においてその承認を得なければならない。

第 16 条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

3 理事会は、次の事項を協議する。

(1) 事業計画及び予算

(2) その他、総会に付議する事項

(3) その他必要と認める事項

第 17 条 本会の経費は、入会金、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 正会員は、学生 1 名につき入会金及び会費を入会時に納めなければならない。

入会金・会費は別表のとおりとする。

3 次の場合は入会金を納入しないことができる。

(1) 本学に再入学する場合

(2) 本学の在学学生を2人以上もつ会員が入会金を既に1人分納入している場合

4 賛助会員は、一口10,000円以上拠出し、大学の運営に協力していただける篤志家及び団体とする。

5 既納の入会金、会費、寄付金等は還付しない。ただし、会費については会長が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

第18条 本会に事務局を置く。

2 事務局は大学事務局に置き、事務局長は大学事務局次長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を行う。

4 本会の事務を処理させるため、書記をおくことができる。

第19条 本会の資産の管理及び処分は、理事会の決議を経て会長が行う。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

附 則

本規約は、平成5年4月15日から施行する。

附 則

本規約は、平成9年4月4日から施行する。

附 則

本規約は、平成11年4月5日から施行する。

附 則

本規約は、平成12年4月5日から施行する。

附 則

本規約は、平成14年4月5日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年4月4日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年4月5日から施行する。

附 則

本規約は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

本規約は、平成22年4月5日から施行する。

附 則

本規約は、平成30年4月5日から施行する。